時事新報

明治十九年一月七日　木曜日
舊乙酉十二月三日　(丁卯)
日出午前七時十二分　入午後五時零一分
月出午前八時零六分　入午後六時五十二分
滿潮午前六時五十七分　午後七時十三分
(西暦一千八百八十六年)

時事新報定價
一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便税一箇月金廿六錢一箇年金三圓十二錢〇左ニ揭グル各地ニ於テハ該地賣捌所ヨリ遞送無料ニテ配達致候(但本社ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラズ)
東京　横濱　横須賀　從神奈川至小田原驛　函根七湯　大坂
京都　大津　神戶　尾ノ道　福山　笠岡　岡山　廣島
和歌山　德島　高知　下ノ關　名古屋　岐阜　岡崎　豐橋
四日市　津　松坂　山田　仙臺　福島　二本松　石ノ卷
函館　青森　弘前　宇都宮　高崎　八王子　千住　草加
越ケ谷　粕壁　杉戶　幸手　久喜　栗橋　千葉　登戶
寒川　佐倉　東金　市川　八幡　船橋
其他同地近傍配達便宜ノ場所ハ同シク配達料不申受候

時事新報廣告料(前金)一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上卅日迄	卅一日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘	六錢四厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九五	五錢六厘
自卅一行至五十行	八錢	六錢五厘	五錢八五	五錢五厘	五錢二厘
五十行以上	七錢	六錢	五錢四厘	五錢一厘	四錢八厘

時事新報

敵は國外に在り

今の日本の天地は太平無事なり明治維新の當坐に於ては或は一藩一地方の人氣の動靜に由りて全國の秩序を輕重するの虞なきにあらざりしといへども今日の社會は然らず秩序一たび定まりて復た動かすべからず全國靜謐四境の內難鷄鳴狗吠を聞くに過ぎざるのみ世間時に不景氣の沙汰もなきにあらず又時に不平の徒の奔走するもあらん不景氣固よりあれど療治するの道を求めざるべからず不平の徒固よりこれに應ずるの方策と定めざるべからずといへども此等の事元と直接に又急速に國の獨立安寧を撼搖する程の大事にあらざれば徐々に方案を定め徐々に事に着手するも必ずしも大に其處辨の法を誤れりと評するを得ず蓋し國の獨立安寧に緊要重大の關係を有せざるが爲めなるべし實に今日の日本內國の天地は無事太平日永くして年に似たるものと云て可ならん然れども少しく區域を廣くして眼を海外の事情にまで注ぐときは日本の太平必ずしも永久の太平にあらず或は內國丈けは永久の太平なりとするも外國より押寄せ來る風波の爲めに遂に此太平を擾亂せらるゝの虞なきや疑はざるを得ず今や世界の文明開化も年に月に進步する中にも其進步の度と彼此甚だ不同にして其平均を得ず最上等の文明人種と最下等の野蠻人種とを比較すれば人と獸の相違も啻ならざる最上等の文明は久しく歐洲白色人種の專有する所と爲り歐洲人獨り世界の群を拔き他を侵凌するの志止むべからずといへども古來唯歐洲の小區域內に割據して兄弟墻に鬩ぐの事に忙はしく大に世界橫行の志を恣にするの機會を見出さゞりしに輓近四五十年來は文明の利器を利用したるの結果として國益富み兵愈強く志望愈遠大にして遂に抑制すべからざるの勢と爲り次第に其餘る所の人を派し兵を派して世界に橫行せしめ土地あれば之を占領し人あればこれを征服し世界の威福を掌握するの多少を以て人の勝り自から喜ぶの風を成したるより爾來地球上の國をして又人として多少に其影響を蒙らざるはなく甚だしきものは其屬邦奴隸となり甚だしからざるものも其風を望みて色を失はざるなく近くこれを日本近傍の近事に徵するも樺太島は露西亞の版圖に入り香港は英國の殖民地と爲り朝鮮の巨文島は去年英國に取られ安南も去年佛國に併せられ緬甸も又今年に入りて遂に英國の領地と定められたり此勢は今日以後年に月に其力を增し其速度を加ふべきは自然の理にして敢てこれに抵抗し得るものなかるべしこれを今日の事に徵して今日以後の事を察すれば我々日本國民は決して今日の小康を樂しむべき身柄の者にあらずと信ずるなり啻に歐洲人の侵略の恐るべきのみならず今日西隣支那國の擧動を覗ひ見るも聊か又我々日本國民をして心竊かに不安ならしむるの趣なきにあらず去年佛國と開戰以來は支那政府の擧動俄かに活潑豪膽に變じ往々人の意表に出るの所置を見ること少なからず固より一時の事相にして永遠に持續すべきにあらざれども世界の大勢は支那の進退を以て左右し得べき限りにあらずとするも最近の隣國たる我日本は此帝國の一進一退の爲めに一時なり又は永遠なり多少に其影響を蒙らざるを得ざるなり例へば事實には固よりなる可らざることなれども我輩が俗に所謂瓢箪から駒の漫書を書き支那人が頓に其自信自恃の心を增したりとして今更ら謾然日本に向て琉球談判を始むるとか又は朝鮮に命令して金玉均の引渡しを要求せしむるとか又は京城の日本人を殊更に冷遇せしむるとか云ふやうなる事を仕掛けんには假令へ其言ふ所は非理にして其爲す所は狂暴なりとするも狂暴人に出逢ひしが我不幸と諦らめ面倒とは思ひながらも之れが相手と爲りて斷然我權理を貫ぬき我利益を保護するの工風を爲さゞるべからずこれを爲さゞれば日本の獨立は名實共に大に毀傷せらるゝの虞あればなり歐洲人が平押しに押寄する勢も甚だ恐るべく支那人がチョックく前後不揃の擧動を爲すも亦甚だ掛念すべしこれを掛念し之を恐るゝ以上は亦これに應ずるの工風をも求めざるべからず今日は實に日本國民多事の時節なりと云ふべきなり

官報

○內閣達第一號
省院廳府縣
農商務省所轄三池佐渡生野三鑛山ノ事務自今大藏省ノ管理ニ付ス
明治十九年一月六日
奉勅　內閣總理大臣伯爵伊藤博文

○警視廳布達甲第一號
焚料等ノ目的ヲ以テ街上又ハ河中ニ於テ竹木ヲ聚拾スルヲ禁ス若シ之ニ違犯シタル者ハ違警罪ノ刑ニ處セラル可シ
右布達候事
明治十九年一月六日　警視總監三島通庸

○警視廳布達甲第二號
當廳違警罪目ヘ左ノ一項ヲ追加ス
二十九　焚料等ノ目的ヲ以テ街上又ハ河中ニ於テ竹木ヲ聚拾スル者
右布達候事
明治十九年一月六日　警視總監三島通庸

○警視廳布達甲第三號
新聞紙雜誌雜報類ノ發行所發賣所發賣人ニ非スシテ其新聞轉賣營業ヲ爲サントスル者ハ族籍住所氏名及ヒ其新聞紙ノ種類ヲ記シ開業三日前ニ所轄警察署ニ屆出可シ其族籍等ヲ轉換シ又ハ新聞ノ種類ヲ增減シ及ヒ廢業シタル時ハ速カニ其旨ヲ屆出可シ若シ之ニ違犯シタル者ハ違警罪ノ刑ニ處セラル可シ但從前ノ營業者ハ一月十五日限リ本文ノ屆出ヲ爲ス可シ
右布達候事
明治十九年一月六日　警視總監三島通庸

○明治十九年一月四日
敍從四位　正五位勳三等　安藤就高

○辭令
明治十九年陸軍始觀兵式諸兵指揮官被仰付(明治十八年十二月二十九日內閣)
近衞都督陸軍中將二品大勳位　彰仁親王
(各通)
元老院議官　西周
仝　福羽美靜
一等侍醫軍醫監　池田謙齋
內務省三等出仕　長與專齋
宮內省出仕　西村茂樹
非職農商務大書記官　前田正名
司法少書記官　近藤鎮三
東京大學教授　小中村淸矩
仝　南摩綱紀
東京大學豫備門教諭　寺田勇吉
文部省御用掛兼勤被免(一月四日內閣)
一等侍醫軍醫監　池田謙齋
東京大學御用掛兼勤被仰付(同)
會計檢査院副長　正五位勳三等　安藤就高
多年奉職勉勵ニ付特旨ヲ以テ位階被進(同)
依願免本官(明治十八年十二月三十一日內閣)
農商務權大書記官　片岡忠敬
遞信大書記官　福田重固
遞信省會計主務被仰付(一月四日內閣)
遞信少書記官　船越寬
遞信省會計主務被仰付(同)
遞信大書記官　林董
庶務局長被仰付候事(明治十八年十二月二十八日遞信省)
遞信少書記官　紅林武治
會計局長心得被仰付候事(同)
農商務省准奏任御用掛　橋本正八
准奏任御用掛被仰付候事(同)
但月俸金百圓
農商務省准奏任御用掛　島谷保
仝　矢田堀鴻
仝　蜷子末二郎
仝　河野民樋
仝　小杉雅三
仝　熊谷武五郎
(各通)
准奏任御用掛被仰付候事(同)
但月俸金八十圓
農商務省准奏任御用掛　森本弘策
仝　猪飼麻次郎
(各通)
准奏任御用掛被仰付候事(同)
但月俸三十圓
農商務省准奏任御用掛　磯野守夫
(以上六件本年一月六日官報)

雜報

○內務大輔　今の內務大輔芳川顯正氏は特命全權公使に轉して獨逸伯林に駐在を命せられ品川全權公使が內務大輔に轉任すべしとの噂あれど如何にや

○農商務省　今回政府の改革に付擔任事務の最も減少したるは農商務省なるが如く先つ驛遞局は遞信省に入り次ぎに日本郵船會社の管轄權も管船局と共に同しく遞信省に入り近頃又三池石炭坑の支配も大藏省に移りたれば跡に殘る事務は誠に數少なになり此上若し世上の風說の如く北海道事業管理局が獨立分離するやうの事にてもあれば農商務省は眞個に無事太平の一省と爲るならんとの說あり

○印度支那間の鐵道　昨年十一月十六日英國倫敦の大學校中にて開
知られたるは
設の測量」計
と聞きたるが
ルド アルコッ
倫敦會議所長
一月二十日倫

○朝鮮日誌
十一月廿九日
此毒譜は近來
の妙なると殆
刷物たると信
に及ぶ而して
出し翌日入と
しからざるも
答書せり○畑
に妙なるは日
係る印三箇と
り常に審議の
多く之に注目
見んと請ふも
すれども是迄
至り之を問ひ
彫刻せしが故
ざるに非ず然
れば敢て記せ
應植氏の舞應
日談話したり
日來病にて閉
り」此日朝鮮
并に大臣は國
蓋し此國にて
れ例規あきば
仁川より來る
仁川に歸る途
で余(日本人)
り刀を拔して
れりと此事余
し戰時間以前
々是等の賊あ
書を擒聞せし
前(十一月上旬
婦人一名にて
受取り敵地に
東佑は逆臣朴
在り其妾某
男裝して長崎
と婦人の力に
つて姑らく之
玄興澤か上海
するに逃ひさ
に歸り仁川に
たり此妾また
の謀叛此の如

○長崎通信

○歲暮の景況